

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和5年6月23日 開会時間・午前・午後10時40分 閉会時間・午前・午後11時41分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 野口 佳宏 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者	川柳 雅裕	
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	堀市民部長 林収納課主査 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	協議事項 ○ 専決処分事項の追加について ○ 意見交換会について ○ 羽島市議会議員政治倫理審査会結果報告について ○ その他	

【開会＝午前10時40分】

藤川議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。川柳議員からは欠席の連絡を受けております。

会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

藤川議長

では、傍聴を許可いたします。はじめに、専決処分事項の追加について、議会運営委員会から報告願います。

後藤國弘議員

本件に関しまして、専決処分事項の追加につきましては、今朝ほど議会運営委員会を開きまして、素案を協議いたしました。地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項についての素案でございます。この内容につきましては、市民部長さんの方から説明を願いたいと思います。よろしくお願ひします。

藤川議長

では、市民部長に入室願います。

(執行部入室)

藤川議長

この案件につきましては、議会運営委員会からの発議となりますけれども、発議案件のさらに詳しい内容について執行部より説明を願いたいということでお越しいただきました。では、説明を願います。

市民部長

よろしくお願ひいたします。お手元のA4の横の資料を参考に、徴収事務の円滑化に係る専決処分事項の整備について、市の徴収事務の流れを参考に説明を申し上げたいと思います。

資料の上段の枠にございます、強制執行の現状をご覧ください。市では税の滞納があった場合に当該滞納者に支払われる給与を差し押さえ、その勤務先から市へ滞納金額相当分を納入いただくことがございます。これは法律上の関係で申し上げますと、契約関係による私債権でございます。これにあたりまして、税の債権とは異なり、勤務先からの納入が滞った場合であっても、当該勤務先から強制的に徴収することはできません。強制執行をするためには、裁判所を通じて、当該勤務先に対し、支払い督促の申し立

てを行う方法がございます。資料の真ん中にあります、青い枠の流れ、上から下へいく流れがこれに当たります。しかし、途中で異議の申し立てがあった場合には、民事訴訟法の規定により、赤枠の流れのように、通常の訴訟の手続きへ移行することとなります。

資料の右のグレーの枠をご覧ください。そうなりますと、地方自治法の第96条の規定によりまして、訴えの提起、すなわち、訴訟に関する議会の議決を得る必要がございます。しかし、この異議の申し立ては必ずしも議会の開会中にあるとは限りませんので、第1回の口頭弁論期日までに議決が間に合わない場合、手続きの不備により、訴訟を取り下げることになり、円滑な徴収事務に支障をきたす恐れがございます。

資料の最下段の矢印、対応・効果の欄をご覧ください。一方、地方自治法180条第1項の規定では、議会の権限に属する軽易な事項で、議決により、特にご指定いただいたものは専決処分にすることができるということを規定しております。この規定に基づきまして、一定金額、具体的には、簡易裁判所が取り扱う紛争の対象金額が140万円以下となっていることを参考に、140万円以下の訴額の金銭債権に係る訴えの提起、和解などにつきましては、市長に委任し、専決処分事項とする議決をいただけましたら、通常訴訟に移行した場合の備えともなり、もって、市の徴収事務の円滑化が図られるものでございます。この他、給食費なども私債権にあたりますことから、ただいまのご説明のように、強制的に徴収することができない債権となります。ご説明申し上げました専決処分事項の議決の効果につきましては、給食費などの未納に関しても当てはまるものでございます。私からの説明は以上でございます。

藤川議長

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますか。

近藤議員

ちょっと今説明をいただいて、例えば、給食費の問題でも、市内でもずっと過去においても相当な金額がありまして、こういうのが円滑に債権回収可能となるということが書いてあるんですけども、ちょっと、他の市の事例とか、それからこの表を見ていただいても、ちょっと私も専門じゃないものですから、もう少し時間をかけて、これが有効なのか、回収においていろいろ問題がありますので、それがスムーズにいくか、ちょっと今、判断しかねるものです

	<p>から、私個人的にはちょっとこういったことを専門家に聞いて、こういったものはどうだということを知りたいと思います。少しお時間をいただきたいなと思います。これは個人的な意見です。</p>
豊島議員	<p>私も先ほど議長の冒頭のご発言のように、議会運営委員会の方で、今日、本会議前にお話があり、これが議会運営委員会の方から発議という経緯ということですので、少し私も時間いただかないと、議運の方に質問をする場合、これ、本会議で議運の方にご質問になるわけですから、私もちょっと時間いただかないと、今、お見せいただいてもというのが私の意見です。</p>
原議員	<p>今のこの事例、他自治体であるようでしたら、ちょっと教えてください。</p>
市民部長	<p>他自治体の例といたしましては、規定を設けておるのは、現在7市ございます。可児市、下呂市、高山市、多治見市、瑞穂市、美濃市、本巣市、市では7市ございます。</p>
佐藤議員	<p>実際に訴訟を取り下げることになってしまった事例があるのかということと、裁判官の訴訟指揮によって、こういった事情なので、説明すれば、そんなに支障があるのかと言ったときに、ちょっと気になったんですけど、そのところについて伺いたいです。</p>
市民部長	<p>まず、実際に取り下げになるかどうかということですが、この事案につきましては、資料の青枠で言いますと、これは訴訟の手続きではないんですが、赤枠のところに異議の申し立てがあって、移行した場合に訴訟という扱いになるということですが、実際に取り下げた事例があるかどうかということですが、その事例はございません。もう一つ、裁判官の裁量のようなものがあればというような、そのような趣旨でよろしかったでしょうか。</p>
佐藤議員	<p>こういったその地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決が必要になるというような事情を説明すれば、裁判官が強引に第1回口頭弁論を急いで入れるかということ、ちょっと疑問があるので、そのところが何かお困りの懸念事例とかがあるんですかということをお伺いしたんですけど。</p>

市民部長	<p>通常訴訟に移行した場合には、大体、2週間以内に異議を申し立てて、その後、ひと月程度で行われるというスケジュールになっておりまして、その際に地方自治法上の手続きが整っていないということになりますので、例えばこれを2カ月後、3カ月後ということにははっきりと申し上げられませんけども、裁判官が事情を汲むということについては、ちょっと想定をしていなくて、あくまでも概ねひと月ぐらい後ぐらいには裁判の方の手続きが進んでいくということを前提に、今回お話をさせていただいております。</p>
栗津議員	<p>ちょっとよくわからんのですけれども、これは議会から発議するのかな、これは。普通、議案というのは執行部からやるけど、何で議会になる。そこら辺のちょっと理由がちょっと私、わからないけど。</p>
後藤議員	<p>専決処分に関することは議会発議でないと、議会が認めるわけですので、議会発議でないとできないということです。</p>
近藤議員	<p>こういったケースは稀だと思いますけれども、議運で発議されるんですね、今日、初めて私ども資料いただきますので、もう少し内容について各議員が調べてやるべきだと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
後藤議員	<p>この案件に関しましては、先ほど言いましたように、議会からの発議で専決処分ということですので、現在のこの説明を十分精査していただきまして、今議会最終日に発議を行いたいと思いますので、皆さん、それまでに十分検討していただければと、そういうふうに思いますのでよろしくをお願いします。</p>
野口議員	<p>先ほど後藤委員長からお話があったんですけど、これに関する質問はいつぐらいまでですか。スケジュールがあるじゃないですか、スケジュールだけちょっとしっかりとしておかないと発議が遅れてしまうので、そのスケジュールだけ詰めておかないと、ダラダラとやってもいかんと思うので。</p>
後藤議員	<p>7月3日の最終日に発議という、けつが決まっておりますので、その時までには基本的には最終日の質疑、討論を経</p>

て議決という形になりますので、その場でやっていただければいいかなと、そういうふうに思っております。

近藤議員

議会のちょうど今、真ん中あたりかな、何で今頃こういうのが出たというのはちょっと疑問ですけども、どこから元は出たんですか。後藤委員長が考えたんですか。

藤川議長

それについては私から説明したいと思いますが、元は私であります。他市でも事例がありますけれども、先ほど市民部長から説明がありましたけれども、裁判の日程等の関係で、徴収事務が滞る可能性が出てくるというケースがあることがわかりまして、他市でもこういう議員発議で出しているという、専決処分の項目の追加をしているということがありまして、羽島市議会も裁判の日程の都合で、あるいはその時に議会が開かれている、開かれていないという、その違いで不服申し立てがあったときに取り下げなきゃいけないということが出てくるということは、これは羽島市にとっての損失になってしまうということもありましたので、今回、このようなことが必要ではないかということでお話をさせていただいたところで、それは議運の方で本日ご協議をいただいたという流れとなります。

近藤議員

先ほど市の中では、21市の中で7市ですか、こういうことをやっているのは、それで、先ほど言いましたけれども、ちょっと私、細かいことわかりませんので、21市中、3分の1しかやってないということであれば、大きい市はおそらく訴訟も多いので、岐阜市だと相当あると思いますけれども、岐阜市が入ってないですね、岐阜市とか大垣市とか。当然大きい市であれば、たくさん出てくると思うんですけど、そういったところがやってないということであれば、先行して3分の1位しかやってないところへ、そこら辺がちょっと引っかかるところがあるので、もう少しお時間をいただいて、他市の関係も詳しく調べて、結論を出していただきたいと、これは私の個人的な意見です。

藤川議長

議運の委員長お話になりました、最終日に発議ということで7月3日の最終日に結論を出していただければと思います。

後藤議員

例えば給食費とか、納税者の直接の裁判ではないというふうに理解していただけるといいと思います。その辺、勘違いしがちなので、いわゆるそれに対する給与を差し押さ

	<p>えるとかといったときに、事業者との裁判、第三者の裁判というふうに理解していただければいいかと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
市民部長	<p>説明不足があったかもしれませんが、改めてご説明をさせていただきますが、税の債権につきましては、滞納者がお勤め先の給与を差し押さえ、その差し押さえた給与が市に支払われない場合、このケースが当たります。それから、給食費につきましては、これは直接の関係になりますので、直接の未払いがある方との関係が、これが私債権に当たるということをございますので、説明不足がございましたら、もう一度今この発言でご理解を賜りたいと思います。</p>
栗津議員	<p>勤めておる会社に対して差し押さえるということ。</p>
市民部長	<p>はい。</p>
栗津議員	<p>それからもう一つ、これ今、議長が提案したということやけど、何でこんなに特急でやるんやこれ。</p>
藤川議長	<p>議運とかとの調整もありましたし。</p>
栗津議員	<p>議運なんて初日からやっとならへんやろ。</p>
藤川議長	<p>今日やっていただいたというところで。</p>
栗津議員	<p>議会の初日からやっていくならまだ我々も勉強するけど、こんな途中にわざわざ、何で急に出したというのは、ちょっと疑問を感じる。</p>
藤川議長	<p>今日から最終日までの間に、まず今日説明を受けていただいたのもその一環でありますし。</p>
栗津議員	<p>初日からやっておけばいいのに、極端なこと言ったら、昨日ええ事やな、悪いことはないなということで、昨日思いついたのか、前から思いついたけど、今日この途中にやりだしたのか、私が言いたいのは、なんで初日に提案しなかったのかということ。</p>
藤川議長	<p>タイミングの問題です。</p>

堀議員	<p>この概略、例えば給食費がどれほど滞納されているか、給食費とかいろいろ言われておりますが、例としては、それがどれほどあるのかとか、そういう概略もちょっと我々わからんわけです。だから、そういう資料等が欲しい、1件でもあれば、市町村はわかりませんが、1件でもあれば、こういう措置、本日の処分に当たるということでやっていかなければいけないということは思うんですが、概略的なところをちょっと知りたいなというふうに思いますので、お願いしたいということです。</p>
藤川議長	<p>先ほど市民部長からの説明にありましたお話しなんですけれども、万一異議申し立てがあって、訴訟になるというケースが現れた場合という話でして、今の給食費の滞納がどれぐらいかということとは別でして、議会として専決処分の対象となる項目に、これをあらかじめ追加しておくことで、そういったケースが現れたときにも取り下げをせずに済むという、そういうものでありますので、金額がいくらだからこうとかではなくて、羽島市議会として、あらかじめ裁判で取り下げること、訴訟を取り下げて、徴収事務が滞ってしまうなんてことがないようにしておきましょうということでもありますので、そのあたりを皆様にご理解をいただけたらと願う次第であります。</p>
堀議員	<p>近藤議員言われているように、我々としても、そこらあたりが概略的だとわからないし、もう少し、9月議会では遅いのかというようなこともあるわけですが、だから、9月議会なら最初からわかっておりますので、ある程度練ることができるわけですので、そんなところで、9月議会ではいけないかというようなことも思いますが、どうですか。</p>
藤川議員	<p>9月議会ではいけないかというご発言がありましたけれども、9月までの間にこのようなケースが起こってしまったら取り下げますかという話になりかねませんので、早ければ早い方が、必ずしも9月までにそういうことが起こるといっているわけではないんですが、早ければ早いに越したことはないことでありますし、手続きの関係で取り下げざるを得ないということが起こらないようにするための措置ということでもありますので、羽島市議会として、このことを、そういうことが起こらないようにしませんかということでもあります。皆様のご了解が得られることを願うばかりですけれども、不都合があるのか</p>

佐藤議員	<p>というところも。</p> <p>訴訟を取り下げることとなり、円滑な徴収事務の遂行に支障をきたす恐れがあるとあるんですけれど、実際これは事実だと思います。実際に取り下げた場合は、市が敗訴したものとみなされるはずなんです。なので、例えば訴訟費を支払ってくださいとか、そういったことになりかねないことにもなるので、支障自体はあるというふうには思いますので、その点はお伝えしておきたいと思います。</p>
後藤議員	<p>十分調べていただいて、最終日に聞いていただければいいと思います。訴訟を取り下げるといふふうになっていきますけど、取り下げないようにするには、例えば8月1日に臨時議会を急遽開いて、そこで議決するという方法もありますけど、毎回毎回、その事案が出る度に、このことだけのために議会を招集するという形になってきますので、この事案に関しては、専決することをあらかじめ認めておく必要があると思いますので、よろしくお願いします。</p>
藤川議長	<p>他にご意見等ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
藤川議長	<p>市民部の方は退席していただいて結構です。</p> <p>(執行部退席)</p>
近藤議員	<p>いろんなご意見がありましたし、それから、先ほど別の議員も、途中からポンと出た案件ですので、私もそう思いますので、やはり過去に最終日に出たというものもありますけど、これからしっかり議論をするには、初日までにきちっと、議運でやるなら議運で練って、それから今議会中、最初から最終日まできちっと議論して、これだけじゃなくて、今後こういうことが起こりかねないので、こういうことが、だから、別に9月でも十分間に合うと思うし、やはり、そういうしっかりとした形で進めてもらいたいと思います。それから、相当数のご意見がありましたので、これはやはりもう少し調べるなり、個々で調べるなりして、9月議会でも私は十分いけると思いますので、賛否とることじゃないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
野口議員	<p>私、議運に所属しているので、賛成した立場なんですけ</p>

ど、全然問題ないだろうと思っています、6月議会で。まだ調べる時間は全然あると思いますし、7月3日でしたか、最終日。今日は23日。十分調べる時間があると思いますし、議運の委員長の取り計らいで、しっかりと質問事項等々には答えていただけるとのことなので、何も問題ないかと思っています。私はこの件に関しては6月議会の上程、提案で問題ないと思います。

南谷清司議員

議運で決定をされたことなんでしょうね。その決定というのは、満場一致なんですか、それとも何か、いろいろあったとか、そこを教えていただきたいのですが。

後藤議員

今朝、急に決めたわけではなく、議運当初から、この案に関しては、市民部長を呼んで、説明を聞いて、話し合っ、素案として今朝の議運で、この専決処分事項を承認しますかということで、皆さんのご意見が一致したので、この全員協議会に出してまいりました。皆さん全員のご意見、川柳議員と今朝ちょっと山田議員、遅れて見えなかったですけども、他の方は全員一致です。

南谷清司議員

議運で前から審議されて、今日、決をとられたということで、全員一致で議運で議決をされたということは、今日の全員協議会はその結果の報告を聞いているだけですよ。承知しました。議運のルールに従って、議運の議決通り進めていただければ結構でございます。

藤川議長

最終日に発議がなされるという決定がなされておりますので、皆さんでしたら、本日から最終日までの間にいろいろお調べもいただけたと思いますので。

栗津議員

これいろんな不信感というか、出てきているんじゃないかなと思っておるんですけども、先ほど委員長言われたように、仮に9月議会までに出てきたら、急遽臨時会を開くということでもいいということでございますので、今回の発議は9月に出して、それまでに出てきた場合は臨時会を開いていただくというようなことでやっていけばいい。

藤川議長

先ほど後藤議員はそのような発言はされていないと思いますが、そういうことでいちいち臨時会を開くわけにはいかないからという発言をされていたと思いますが。次の話題に移らせていただいてもよろしいですか。報告です

	<p>ので、議運から最終日に発議を出します、内容はこの通りですというような報告なんです。</p> <p>（「議運の人は前から知っていたのか」「知っていますよ」と呼ぶものあり。）</p>
近藤議員	<p>議運の中に我々の会派から出ていますが、1人会派で入っていない人もいますよ。入っていない人だと突然聞いたわけですよ。</p>
野口議員	<p>先ほど申し上げましたが、議運に入っていないから延ばすとか、そういうことではなくて、最終日まで、7月3日までに時間はあるので、調べたい方はお調べいただいて、ご質問がある方は、委員長等々にお聞きになるということではないんじゃないですか。</p>
南谷清司議員	<p>先ほどもお話しましたが、議運で決定して、突然の提案じゃなくて、事前に全協は報告されたということですので、それを踏まえて野口議員が言われるように研究していただいて、最終日に決をとると、そういうことで、ルール通り進めていただければいいと思うんですが。</p>
佐藤議員	<p>私も最終日に決をとるという方向でいいのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
藤川議長	<p>それでは、次の意見交換会について協議願います。広報広聴委員会より報告願います。</p>
野口議員	<p>広報広聴委員会から、令和5年度の意見交換会についてご報告をさせていただきます。広報広聴委員会は6月9日に委員会を開催いたしまして、令和5年度の意見交換会の取り扱いについて協議をいたしました。広報広聴委員会が所管する事項について、方法ですとか、時期、テーマについて協議をし、市民の皆様との意見交換会をすべき事項は特になく、各常任委員会、議会運営委員会がそれぞれ所管する事項について、市民との意見交換会をするテーマ、時期、方法について意見を求めてはどうかとの結果となり、委員長において皆さんへの報告の後、各常任委員会、議会運営委員会からの意見を求めるため、正副委員長会議の開催を議長へ申し出ることとなりました。広報広聴委員会からの報告は以上でございます。</p>

ただいまのご報告について、何かご質問等ございますか。

(発言なし)

藤川議長

続いて、羽島市議会議員政治倫理審査会結果報告について、政治倫理審査会より報告願います。

南谷佳寛議員

羽島市議会議員政治倫理審査会結果報告を申し上げます。羽島市議会議員政治倫理審査会は、去る2日及び6日に審査会を開催し、豊島議員の関係について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告いたします。

まず、2日は豊島議員から事情を聴取することを決定し、委員長の求めに対し、議員から、選挙公報に記載した字句の誤りの報道についてはその通りであり、資格の名称についての認識は誤っていた。市役所に入庁後、社会教育主事、社会福祉主事として職務にあたっていたが、その後、これらを使ったことは一度もなく、認識やチェックが甘かったことを反省しているなどの説明がありました。その後、豊島議員の説明に対する質疑を行うため、6日に審査会を開催することとし、豊島議員の出席を求めることに決しました。

次に、6日は豊島議員の説明に対する委員の質疑に対し、議員から、市の福祉部局分野で社会福祉主事という位置付けで勤務をしていたときには、社会福祉士という制度はなく、そのような名称などはない。そうなるからの勤務経験や実務経験もなかったが、社会的な名称として使われた段階において、資格名称に記載し、他のところでも記載文を文章でしたことがある。退職後の時点で社会福祉士という制度があったので、それを書いてしまっていた。活動を始めた責任者からは、かみなり村という名称を使っており、その村長ということで受けただけで、先方からの申し出もなく、ずっとやってきている。児童福祉司についても、チェックミスで現時点ではない。かみなり村村長としてイベント、会議などに参加したことは全く一度もない。社会福祉士の資格を持っていたという確認を怠ったのは事実で、社会福祉士へ自動的な切り替えというか、資格要件が与えられたかの確認もせず、チェックミスであるが、甘い認識を持っていた。社会福祉士に自動的に変わるというか、変わってきた名称ということで書かせてもらった。安易に使った。社会福祉主事、それから社会教育主事もそういう分野に力を入れ、連携していきたいという

ことから、掲載してしまったなどの答弁があり、豊島議員から、有権者、そして議会の皆さんにも私の字句、チェックとか、慎重なる名称などの認識が甘いために迷惑をかけ、深く謝罪している。今後、先輩議員の指導を受け、また、この分野についてはしっかりと充実を目指して進めていきたいと弁明があり、審査会で、まず、豊島議員に政治倫理に反する事実があると認め、採決の結果、本会議場での事情説明及び議場での陳謝は反対があり、措置を求めないこととし、全会一致で羽島市議会議員政治倫理要綱の遵守を求める措置をとることに決定いたしました。以上、羽島市議会議員政治倫理審査会結果報告を終わります。

藤川議長

ただいまのご報告について何かご質問等ございますか。

近藤議員

私も政治倫理審査会に入っていた1人ですけれども、基本的には政治倫理審査会の方は非公開になっていまして、それから、公表できるのはどういう内容にしる、委員長だけが報告できるというふうになっていたはずですけれども、それで今、本当に事細かに丁寧に説明をいただきましたけれども、そういった文章が、委員長にちょっとお尋ねしますけれども、そういった文章がここだけで終わるのか、外部に漏れるようなことのないように、委員長気をつけていただきたいと思います。先般も、非公開でしたけれども、新聞にも掲載されましたし、新聞に掲載されたときに、又聞きで申し訳ないですけど、マスコミ関係者に、本人ではないですけれども確認しまして、又聞きの話で、これが事実かどうか、ちょっと一部わかりませんが、ある方に取材を申し入れたら、そんなこと新聞に載せても大丈夫ですよというような返答があったということもお聞きしましたので、この辺、外部に漏れていますので、委員長として、そのこと細かな文章が外部漏れないように注意を払っていただきたいと思います。

藤川議長

ただいま近藤議員から大変な発言が出ましたが、委員として出席する会議で、会議は非公開であったと、それについて新聞社に問い合わせを行ったということですか。

近藤議員

新聞に出たので、これはあくまでも直接新聞社に当たってないけど、そういう話が、噂が聞こえてきたということ言っただけです。

藤川議長

委員として、接触は控えていただきたいと思います。ま

近藤議員	だ公開されてない案件でありますので。
藤川議長	非公開で新聞に出たので、報道の後だよ。
藤川議長	報道の後ですが、政治倫理審査会のルールとして、委員長が発表すると、委員長が報道機関に対して報告できるということになっておりまして、これはルールなんですけど、皆さんくれぐれもご注意いただきたいのですが、まだ現段階で、議場において報告されているものではありませんので、この案件の取り扱いについては、委員長のみができるということでもありますので、その点ご注意を願いたい。
南谷清司議員	審査会の会議そのものは非公開だということは規定に書いてありますので、十分承知しているんですが、結果報告された内容も非公開ですか。それはどこかに決まっていますか。ちょっと質問ですが。
藤川議長	要項にはですね、会議は非公開という定めがございます。結果について、委員長が外部に報告する必要がある場合は、委員長が報告できるという規定になっておりますので、委員長は報告できる、公開できるというようなルールとなっていると認識をしております。
南谷清司議員	この政治倫理審査会を設置して、審査なりなんなり、私が口火を切ってお話しをしたんですが、その時もお話ししましたけれど、市民に対する説明責任を果たすと、議会として市民に対する説明責任を果たすということが、今、私達に求められている大きな責務だと思っておりますので、細かいやりとりそのもの、いわゆる会議を公開するということは、この規定通り非公開で結構なんですけど、説明責任は果たさなければ、やはりいけないと思いますので、委員長が行った結果報告については、これは当然オープンにすべきだろうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。
佐藤議員	結果報告に入る内容として、何対何で否決されたとかということに関しては含まれるのでしょうかというのを伺いたかったんですけど。
南谷佳寛議員	これは今日皆さんに報告するために作った文章でありまして、その数も書こうと思ったんですが、ちょっとそれは差し控えました。

藤川議長	<p>他にご意見等ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
藤川議長	<p>それでは、次にその他に移ります。その他いろいろと報告案件ございますので、順次ご案内させていただきます。</p> <p>まず、市民病院経営改善特別委員会の設置についてご提案がございました。この案件について、議会運営委員会で協議をいただきました。その結果、委員会は設置しないこととなりました。なお、病院関連の調査等は引き続き民生文教委員会で行っていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、一般質問通告書の記載方法についてであります。要旨欄の記載については、具体的に記入することとなっております。次回の定例会から、議員間の申し合わせなどで確認されております通り、具体的に質問事項を記入していただきますようお願い申し上げます。具体的でない質問項目が書かれた通告書におきましては受理しないということもありますので、具体的に記入していただきますようお願い申し上げます。</p>
近藤議員	<p>私の場合ですと、職員が辞めてしまう話とか、それから施設の関係で集中的にやっていますけれども、例えば何人辞めますかということでお聞きして、極端なこと言うと、0という答弁が返ってくる時あるんです。例えばそういったケースと、今回みたいに12人辞めてしまったということ具体的に、事前の打ち合わせやっておると、何回かやってくると、一般質問の中に書き込めない、文章で、それから、打ち合わせあんまりやったらだめだというような、今流れできていますけど、打ち合わせをやらないと、一般質問でも昔は回数が決まっていたけど、時間の制約があったんだけど、今は一問一答方式なので、次から次へと、言葉悪いけど、深みに入っていくとか、そういうことなので、その辺で書ききれないとか、打ち合わせがしにくいとか、そこで議長が最近よく、その議員に向かって、事前通告ないですよと言うんだけど、その辺がなかなか打ち合わせ段階で1から10までできないし、それから、答弁によって、明らかに我々も再質問のときに、質問内容が変わってくるので、その辺のこともきちっとやっていかなきゃいけないし、それから、昔のことを言っはいけないけど、ほとんど打ち合わせなしでぶっつけでやって、そのときの部長がそれなりに答弁したという時代か</p>

ら来ていますので、1から10まで打ち合わせということになると、我々市会議員の役割は何だということになるんですよ。ある程度質問して、きちっとした答弁もらう、それから、悪いことじゃないけど、例えば病院なら病院で、質問して、やっぱり改善してもらうとか、そういうものを引き出すのが仕事で、こういうことを質問して、数字聞いて、はいわかりました、それでは一般質問の役割になってないので、その辺が最近ちょっと議長も一方的に通告がないと言う、それは正論だと思うんだけど、深みに入っていたら、一字一句まで書けない。その辺どうするんですか。

藤川議長

ただいま近藤議員から一般質問の通告書についてのご意見がありました。申し合わせでありますので、具体的に質問項目を記入していただきますようお願いいたします。また、一方的に通告がないとおっしゃられますけど、私、今回も一般質問の進行させていただきましたが、質問の中には、あらかじめ通告できたはずの内容をその場で質問されているケースがございます。それについては注意をさせていただきました。やりとりの中での再質問ではなく、その質問についてはあらかじめ通告できたはずだという、そういったことをその場でお尋ねになられている議員がいらっしゃいましたので、私の方から注意をさせていただきました。通告は申し合わせにありますように、聞きたいことを具体的に通告書にご記入いただきますよう、再度要請いたします。

栗津議員

この件に関しまして、私が議員になって何年だったかちょっと覚えがないんですが、質問したときに、通告にないと言われました。私はその時は、1番目の質問はこういう質問をしますよ、その後の職員と打ち合わせをしている中で、答えをいただいていた、そのときは、2番目はその答えに対して、2番目の通告もしていた、これは8つくらい質問をしておいた覚えがございますが、そのときに市長は打ち合わせというのは数字を聞けと、数字はすぐ答えができんと、私はその時にすり合わせという言葉を使ったんですが、すり合わせは厳禁しとるとはっきり言われました。議事録にこれは残っていますが、打ち合わせでもそういう答えをもらうような打ち合わせをしてはいかんと、これは職員も最近びくびくしておりますよ、どういう答えればいいのかと、その答えを聞かんと、我々は2番目の質問は通告しようと思っても通告しようがない。そういう場合どうすればいいんですか。

藤川議長	<p>表現は正確に願いたいんですが、過去の一般質問の中で、栗津議員が受けていた発言というのは、すり合わせという行為の指摘を受けていたということと、答弁書がもらえないということについて、そういう発言があったと思うので、その関係について、2回目の質問はどうだと言われるんですけど、答弁を受けて、それについて再質問したことについて、私、今回述べていないんです。あらかじめ出せたはずの質問が出てきた場合に、通告に従って質問してくださいという話を、通告できたはずの質問項目については注意をさせていただいております。記載できたはずなのに、なぜ記載しなかったのか、申し合わせがありますから、その申し合わせの通りに守っていただきたい、今、私が申し上げたのはそのことであります。</p>
栗津議員	<p>その答えをいただいたときに、通告と違ったことは聞いてもいいと、こういうふうなんですね。</p>
藤川議長	<p>良い、悪いの話じゃないんですけど、私が今回、進行の中で注意をした、通告に従って質問してくださいという、後で議事録確認いただければわかりますが、注意したタイミングというのは、通告にない質問をされたところであり、通告のない質問の中にも、通告できたはず、その内容については、最初からやりとりの中でポンと生まれたものではなくて、最初から出てきた質問でありまして、その内容については通告できるはずでしょうということについて通告がなかったことに対して注意をさせていただいている次第でありますので、その点ご理解願いたいと思います。</p>
栗津議員	<p>もう一度、再度確認しますが、通告をしておいた、それで回答をいただいたと、議場で、それに関しての質問は文句ないということ。</p>
藤川議長	<p>今、良い、悪いと言ってしまおうと、栗津議員はそれを議長がいいと言ったと言って、通告にない質問、通告できたはずなのに議長がいいと言ったと言って質問をしますので、だめですと言います。</p> <p>(「そんなものは議長の勝手な判断や」と呼ぶものあり。)</p>
藤川議長	<p>議事進行権は議長にございます、議事整理権がございま</p>

すので、栗津議員から今、そういうご指摘を受けましたので、だめだという議長の判断をさせていただきます。今まではできたこともできないとさせていただきます。はっきりと申し上げますが、通告をしっかりとした上で質問をするように議長から申し入れます。

近藤議員

それなら、一般質問って我々何やるんですか、何のためにやるんですか。例えば、私のことばかり言ってはあれですけど、職員が辞めてしまうのはおかしいよと、いろいろ追及して、そこを改善してくださいということを提案型で最後は言いますけども、今の議長の話聞いて、何をやるかようわからん。質問してですよ、全く我々の思いと違った答弁が帰ってきたら、それを一問一答方式でやっ取る、だから、回答が全くわからないので、事前にどうやって質問項目が書けるの。

南谷清司議員

一つ一つ、例えば関連質問というような話で進んでいくんでしょうけれど、一つ一つの定義がしっかりしていないので、議論をしても上滑りになるばかりです。申し合わせがあるものは申し合わせがあるんですから、その申し合わせを改正するか改正しないか、申し合わせで足りないものがあるならば、それに付け加えるか付け加えないかということですので、多分これは議運で審議する内容だと思いますので、もう一度定義からしっかり審議していただいて、やっていただけるのがいいんじゃないかなと思うんですが、ただ、通常私が思うのに、最初は事実を聞きます。この事実はしっかり通告すべきだと思うんです。その後は政策論議になると思うんです、政策論議で数字を聞くとか、事実を聞くというのは、基本的には関連質問に私はならないと思うんです、そこから先は政策、考え方それをやりとりするだけだろうというふうに私は思っているんですけれど、これはそんなふうな申し合わせがあるわけでも何でもありませんので、どこかでゆっくりと時間をかけて検討してもらった方がいいんじゃないかなと思います。

藤川議長

この件に関しては、私からは申し合わせを守っていただきますようお願いいたしますということで次に移ります。

次に、例年8月に実施されます議員セミナーについて、最終日に議員派遣として報告したいと思いますので、よろしくお願いたします。

議会総務課長

現在のところ、議員セミナーの日にちの方が8月21日

ということだけ連絡の方ございましたので、まだ時間等は決まっておられませんので、また改めてご連絡の方いたします。

藤川議長

詳しい時間集合時間等決まりましたら、またご連絡を願います。

次に、来年は市制施行70周年の節目でありますので、何か催しや行事など、議会として取り組める事業がありましたら、私や事務局の方にご提案をいただけたらと思います。

次に、皆さん日頃から交通安全に努められていらっしゃるかと思いますが、自動車などを運転される場合に、法令の遵守はもちろんのこと、交通マナーにも十分配慮して運転されますようお願いいたします。市民の方から議員の運転が荒いというメールが来て、誰とは書いてありませんでしたけど、議員の運転が荒いと、そういった市民からのご意見が寄せられておまして、皆さんくれぐれも誰かが見ているという、全員が気をつけましょうということで、ここで申し上げます。

次に、例規集、申し合わせ事項の冊子について、お手元に配付しました、市議会災害対策本部設置要綱、こちらを追加いたしますのでよろしくようお願いいたします。

最後になりますが、社会福祉協議会から会費の納付書が届きましたので、議員互助会の返還金のうちの預かり金から納付いたします。よろしくようお願いいたします。新議員さんにつきましては、現金でお預かりしております2000円のうちから納付させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

以上で全員協議会を終了いたします。ご苦労さまでございました。

【閉会＝午前11時41分】